

川南町いじめ防止基本方針（改定案）のポイント

1 経緯

- 滋賀県大津市の自殺事案について報道がある（平成24年7月）
- 教育再生実行会議第1次提言（平成25年2月）
→「社会総がかりでいじめに対峙していくための基本的な理念や体制を整備する法律の制定が必要」
「いじめ防止対策推進法」の成立（平成25年6月21日）
→6月28日公布、9月28日施行
- 国（文部科学省）、「いじめの防止等のための基本的な方針」の策定（平成25年10月）
- 宮崎県、「宮崎県いじめ防止基本方針」の策定（平成26年2月）
- 川南町、「川南町いじめ防止基本方針」の策定（平成26年4月）
- 国（文部科学省）、「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定（平成29年3月）
「重大事態の調査に関するガイドライン」の策定（ " ）
※いじめ防止対策推進法の施行3年後の見直し規定を踏まえた対応
- 国の基本方針の改定内容を踏まえ、「宮崎県いじめ防止基本方針」を改定（平成29年7月）
- 国・県の基本方針の改定内容を踏まえ、「川南町いじめ防止基本方針」を改定
(平成30年2月予定)

2 国・県の改定のポイント

(1) 国の基本方針の主な改定内容

- いじめの定義の明確化
 - ・ けんかやふざけであっても、背景にある事情に着目し適切に指導すること。
- 道徳教育の実質化と質的変換
 - ・ 児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、いじめに正面から向き合うことができるよう「考えて議論する道徳」を推進すること。
- 学校評価や教職員評価の留意点
 - ・ 各学校の基本方針に基づく取組状況を学校評価や教職員評価へ位置づけること。
- 学校いじめ防止プログラムの策定
 - ・ 各学校で年間の教育活動全体を通じて、いじめ防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう具体的な指導内容のプログラム化を図ること。
- いじめ問題に対する学校の組織的対応
 - ・ 「どんな組織があるのか」「何を行うのか」「各組織の関係性」「学校全体としての取組」などについて明確にし、分かりやすく「学校いじめ防止基本方針」に記載すること。
- いじめの解消の要件
 - ・ いじめが解消している状態は、少なくとも2つの要件（①いじめが止んでいる状態が3か月以上続いている。②心身の苦痛を感じていないかどうかを面接等により確認する。）が満たされ、かつ、必要に応じて他の事情も勘案し一部の教職員のみでなく組織的に判断すること。
- SC・SSWの積極的活用
 - ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の外部専門家を積極的に活用すること。
- 幼児期の教育の取組
 - ・ 発達段階に応じて、就学前の取組（幼保との連携）を促すこと（福祉部局への確認）。
- 出席停止及び就学校変更の措置
 - ・ 加害者への出席停止に関して立ち直り支援を行うことや、被害者への就学校指定の変更及び区域外就学等に関して弾力的に対応すること。

(2) 県の基本方針の改定内容

- 校長のリーダーシップによる対応
 - ・ 各学校におけるいじめの防止等の措置は、校長が積極的にリーダーシップを発揮するよう県教委が指導助言を行うこと。
- 長期間学校を離れた場所での教育活動における指導の充実
 - ・ 各学校は、長期間学校を離れた場所で教育活動を行う場合も、いじめの未然防止に努めること。